（別紙）

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項（監理業務）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる建物の概要 |  |
| 業務の種類、内容及び方法 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 工事と設計図書との照合の  方法及び工事監理の実施の  状況に関する報告の方法 |  |

|  |
| --- |
| 設計又は工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士 |
| 【氏名】 ：  【資格】 ：　　　　　　　　建築士　　　【登録番号】　第　　　　　　　　　　号 |
| 【氏名】 ：  【資格】 ：　　　　　　　　建築士　　　【登録番号】　第　　　　　　　　　　号 |
| （建築設備の設計に関し意見を聞く者）  【氏名】 ：  【資格】 ：　　　　　　　　建築士　　　【登録番号】　第　　　　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　 設備士 |

※従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその氏名及び

　資格についても記載する。

※従事することとなる建築士すべての建築士免許証又は建築士免許証書の写しを添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築士事務所の名称 |  |
| 建築士事務所の所在地 |  |
| 区分（一級、二級、木造） | （　　　　　　　） 建築士事務所 |
| 開設者氏名（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名） |  |

（注１） 契約後に本様式に変更が生じる場合は、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

（注２） 第三者への再委託に係る事項については、営繕工事監理業務委託契約書第７条第２項に規定

　　　　 する承諾手続きにより実施する。